

目 次

津市規則

津市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効告示

認可地縁団体の告示事項の変更

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの津市モーターボート競争事業の業務状況の公表

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの津市駐車場事業の業務状況の公表

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの津市水道事業及び津市下水道事業の業務状況の公表

地域密着型サービス事業者の廃止

介護保険法に基づく介護予防支援事業所の指定

津市公告

負傷動物の収容

地域計画の策定

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市登録型メール配信システム（導入及びサービス提供）業務に係るプロポーザルの実施

津市上下水道事業告示

公共下水道の供用及び下水の処理の開始

公共下水道の供用及び下水の処理の変更

津市上下水道事業公告

津市公共下水道事業に係る賦課対象区域の決定

津市公共下水道事業に係る賦課対象区域の変更

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会訓令

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第38号

津市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

津市消防職員委員会に関する規則（平成18年津市規則第218号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する」を「毎年度1回以上開催するものとする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第39号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部の表人事課の部給与厚生担当の項第2号中「教育委員会事務部局の職員及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年津市告示第186号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月17日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗真町屋町連合自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年5月18日の定期総会において改選されたため。

津市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成19年津市告示第174号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月17日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大里山室町自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年5月25日の定期総会において改選されたため。

津市告示第206号

下記の国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和7年6月18日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9207303	令和6年10月1日	令和7年5月7日

津市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成19年津市告示第175号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月19日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

川上学区

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和7年5月10日の通常総会において承認されたため。

津市告示第208号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和7年6月24日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社あのとつ教育社
- 2 事業所の名称
あのとつ相談支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市藤方字結城2598番地2
- 4 指定年月日
令和7年6月1日
- 5 指定事業の種類
障害児相談支援
- 6 事業所番号
障害児相談支援事業所 2470500865

津市告示第209号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、津市モーターボート競走事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和7年6月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概況

津市モーターボート競走事業は、事業の円滑な運営を行い、公共の福祉を増進するよう努めている。

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの業務量は、次のとおり。

(1) 開催日数	75日
(2) 開催収益	23,154,083,000円
うち本場舟券発売金	1,258,797,300円
うち電話投票舟券発売金	17,949,067,700円
うち場外発売場舟券発売金	139,457,200円
うち場間場外舟券発売金	3,806,760,800円
(3) 1日平均舟券発売金	308,721,107円
(4) 場間場外受託発売金	5,007,717,800円

経営状況としては、営業収益24,052,759,440円、営業外収益58,922,942円で合計24,111,682,382円。費用では、営業費用24,144,928,620円、営業外費用1,057,368,396円の合計25,202,297,016円。固定資産の減価償却、繰延収益の償却、資産の評価及び引当金の計上を事業年度末において行ったため、収支差引においては、1,090,614,634円の純損失となる。

2 経理の状況

損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおり。

3 令和7年度津市モーターボート競走事業の予算概要について 別冊のとおり。

別表1 令和6年度津市モーターボート競走事業損益計算書

(令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
	(1) 開催収益	23,154,083,000		
	(2) 場間場外発売事務受託収益	860,197,764		
	(3) その他営業収益	38,478,676	24,052,759,440	
2	営業費用			
	(1) 開催費	21,230,282,149		
	(2) 場外発売場事務受託費	363,900,373		
	(3) 施設管理費	354,186,508		
	(4) 競走実施費	887,310,778		
	(5) 販売促進費	421,208,662		
	(6) 総係費	265,893,417		
	(7) 減価償却費	549,454,452		
	(8) 資産減耗費	72,692,281	24,144,928,620	
	営業損失			92,169,180
3	営業外収益			
	(1) 使用料	13,488,905		
	(2) 受取利息及び配当金	9,349,314		
	(3) 長期前受金戻入	26,442,429		
	(4) 雑収益	9,642,294	58,922,942	
4	営業外費用			
	(1) 雑支出	1,057,368,396	1,057,368,396	△ 998,445,454
	経常損失			1,090,614,634
	当期純損失			1,090,614,634
	前期繰越利益剰余金			8,694,780,903
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	当年度未処分利益剰余金			7,604,166,269

令和7年度

津市モーターボート競走事業会計予算書

令和7年度津市モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	192日
(2) 年間舟券発売金	60,387,870千円
(3) 1日平均舟券発売金	314,520千円
(4) 年間場間場外受託発売金	8,508,500千円
(5) 主要な建設改良事業	防風ネット改修工事 スタンド棟テラス改修工事 スタンド棟冷温水発生機改修工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 モーターボート競走事業収益		62,095,188
第1項 営業収益		61,945,079
第2項 営業外収益		150,109

支 出		単位 千円
第1款 モーターボート競走事業費用		62,076,001
第1項 営業費用		58,760,465
第2項 営業外費用		3,315,536

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,421,431千円は過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

支 出

単位 千円

第1款 資本的支出	3,421,431
第1項 建設改良費	3,421,431

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	モーターボート 競走場スタンド 棟冷温水発生機 改修事業	2,320,569	令和7年度	139,726
				令和8年度	611,684
				令和9年度	1,569,159

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

(1) 職員給与費	529,381
(2) 交際費	1,646

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
機 器	大時計操作卓	一 式
機 器	発券機	一 式

令和7年2月19日提出

津市長 前 葉 泰 幸

予 算 に 関 す る 説 明 書

令和7年度津市モーターボート競走事業会計予算実施計画

令和7年度津市モーターボート競走事業予定キャッシュ・フロー計算書

給与費明細書

継続費に関する調書

債務負担行為に関する調書

令和7年度津市モーターボート競走事業予定貸借対照表

令和6年度津市モーターボート競走事業予定損益計算書

令和6年度津市モーターボート競走事業予定貸借対照表

令和7年度津市モーターボート競走事業会計予算実施計画説明書

令和7年度津市モーターボート競走事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 モーターボート 競走事業収益			62,095,188	
	1 営業収益		61,945,079	
		1 開催収益	60,387,870	自場開催レースに係る舟券 発売金
		2 場間場外発売 事務受託収益	1,473,806	他場開催レースに係る発売 事務受託収益
	3 その他営業収益	83,403	入場料、有料席料、時効金	
	2 営業外収益		150,109	
		1 使用料	52,326	売店等使用料、土地貸付料
		2 受取利息 及び配当金	16,250	預金利息収入
		4 長期前受金戻入	18,857	受贈等により取得した償却資 産の減価償却見合い分
		5 雑収益	62,676	その他雑収益

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考	
1 モーターボート 競走事業費用			62,076,001		
	1 営業費用		58,760,465		
		1 開 催 費	52,545,409	自場開催レースの舟券発売 に要する諸費用	
		2 場 外 発 売 場 事 務 受 託 費	563,621	場外発売場における他場開 催レースの受託発売に要す る諸費用	
		3 施 設 管 理 費	765,961	施設の運営・維持管理に要 する諸費用	
		4 競 走 実 施 費	2,486,232	自場開催レースの実施、本場 における他場開催レースの受 託発売に要する諸費用	
		5 販 売 促 進 費	1,097,814	来場及び舟券発売の促進に 要する諸費用	
		6 総 係 費	493,642	事業運営の全般に要する諸 費用	
		7 減 価 償 却 費	797,782	固定資産減価償却費	
		8 資 産 減 耗 費	10,004	固定資産除却費	
		2 営業外費用		3,315,536	
			1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	500	一時借入金利息
			2 消 費 税	4,000	消費税及び地方消費税
			3 繰 出 金	3,000,000	一般会計への繰出金
			6 雑 支 出	311,036	資本的支出に係る消費税費 用化

資本的収入及び支出

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資本的支出			3,421,431	
	1 建設改良費		3,421,431	
		1 建設改良費	2,883,132	建設改良に要する費用
		2 設備購入費	538,299	設備購入費

令和7年度津市モーターボート競走事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

単位 円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	19,187,000
減価償却費	797,782,000
固定資産除却費	10,004,000
長期前受金戻入額	△ 18,857,000
受取利息及び受取配当金	△ 16,250,000
支払利息	500,000
未収金の増減額 (△は増加)	1,000,000
未払金の増減額 (△は減少)	1,850,000,000
前受金の増減額 (△は減少)	98,000
引当金の増減額 (△は減少)	18,208,000
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 529,000
小計	2,661,143,000
受取利息及び受取配当金	16,250,000
支払利息	△ 500,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,676,893,000
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,110,395,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,110,395,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,000,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
資金増加額 (又は減少額)	△ 433,502,000
資金期首残高	19,207,476,665
資金期末残高	18,773,974,665

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度		(49) 30	137,164	123,674	193,850	454,688	74,693	529,381
前 年 度		(48) 28	125,458	107,883	161,115	394,456	64,983	459,439
比 較		(1) 2	11,706	15,791	32,735	60,232	9,710	69,942

※ () 内は、短時間勤務職員数を示す。

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度		2,886	6,675	1,152	3,016	6,572	19,844
前 年 度		2,922	7,045	1,494	2,738	6,112	13,723	3,723
比 較		△ 36	△ 370	△ 342	278	460	6,121	△ 763

手 当 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末勤勉 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	計 (千円)
	本 年 度		6,524	6,923	101,030	33,688	2,580
前 年 度		7,729	6,599	75,879	30,771	2,380	161,115
比 較		△ 1,205	324	25,151	2,917	200	32,735

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 15,791	給与改定に伴う増減分	千円 3,567	令和6年度給与改定による増	
		昇給に伴う増加分	281		3 給料及び手当の状況 (4) 昇給欄記載のとおり
		その他の増減分	11,943	人員構成の変動等による増	職員数の異動状況 〔現に在職〕〔その他〕〔計〕 本年度 30人 人 30人 前年度 28人 人 28人 増 減 2人 人 2人
手 当	32,735	制度改正に伴う増減分	2,350	令和6年度給与改定による増	1 総括、手当の内訳のとおり
		その他の増減分	30,385	人員構成の変動等による増	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職等	技能労務職
令和7年1月1日現在 (本年度)	平均給料月額 (円)	345,785	315,050
	平均年齢 (歳)	44.2	46.5
令和6年1月1日現在 (前年度)	平均給料月額 (円)	331,242	309,544
	平均年齢 (歳)	43.2	47.3

(2) 初任給

区 分	一 行 政 職 等 (円)	技 能 労 務 職 (円)	一 般 会 計 の 制 度	
			一般行政職等 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	194,500	194,500	194,500	194,500
大 学 卒	220,000	207,400	220,000	207,400

(3) 級別職員数

区 分		一般行政職等		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日現在 (本年度)	1 級	() 1	() 5.0	() 1	() 10
	2 級	() 2	() 10.0	() 3	() 30
	3 級	() 5	() 25.0	() 3	() 30
	4 級	(1) 4	(100.0) 20.0	() 3	() 30
	5 級	() 4	() 20.0	()	()
	6 級	() 1	() 5.0	()	()
	7 級	() 2	() 10.0	()	()
	8 級	() 1	() 5.0	()	()
	計	(1) 20	(100.0) 100.0	() 10	() 100.0
令和6年1月1日現在 (前年度)	1 級	()	()	() 1	() 11.1
	2 級	() 4	() 21.1	() 2	() 22.2
	3 級	() 4	() 21.1	() 4	() 44.5
	4 級	() 3	() 15.8	() 2	() 22.2
	5 級	() 4	() 21.1	()	()
	6 級	() 1	() 5.2	()	()
	7 級	() 2	() 10.5	()	()
	8 級	() 1	() 5.2	()	()
	計	() 19	() 100.0	() 9	() 100.0

※()内は、短時間勤務職員数及び同職員の構成比を示す。

(級別の基準となる職務)

一般行政職等	1級	定型的な業務を行う職務
	2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
	3級	主査の職務
	4級	担当副主幹の職務
	5級	担当主幹の職務
	6級	1 課長、室長及び担当副参事の職務 2 副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）の職務
	7級	1 部次長及び担当参事の職務 2 総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務 3 久居総合支所副総合支所長の職務
	8級	1 消防長の職務 2 部長及び担当理事の職務 3 久居総合支所長の職務

(4) 昇給

区 分		合 計	一般行政職等	技能労務職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	30	20	10
	昇給に係る職員数 (B) (人)	30	20	10
	号給数別内訳	4号給(人)	20	10
	比 率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00	100.00
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	28	19	9
	昇給に係る職員数 (B) (人)	28	19	9
	号給数別内訳	4号給(人)	19	9
	比 率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00	100.00

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職等	技能労務職	備 考
給料総額に対する比率 (%)	5.31	5.04	5.92	
支給対象職員の比率 (%) (令和7年1月1日現在)	100.00	100.00	100.00	
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当	モーターボート競走場に勤務する職員の特殊勤務手当 変則勤務による業務に従事する職員の特殊勤務手当			

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
前 年 度	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.350) 4.500	有	
一 般 会 計 の 制 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	

※()内は、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を示す。

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

継続費に

款	項	事業名	全 体 計 画				
			年度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳		
					施設整備 基金	建設改良 積立金	その他
			千円	千円	千円	千円	
1 資本的支出	1 建設改良費	モーターボート 競走場防風ネット 改修事業	6				
			7	1,709,021		1,709,021	
			8	389,777		389,777	
			9	539,691		539,691	
			10	359,794		359,794	
			計	2,998,283		2,998,283	
1 資本的支出	1 建設改良費	モーターボート 競走場スタンド 棟テラス改修事 業	6	51,229		51,229	
			7	119,036		119,036	
			計	170,265		170,265	
1 資本的支出	1 建設改良費	モーターボート 競走場スタンド 棟冷温水発生機 改修事業	7	139,726		139,726	
			8	611,684		611,684	
			9	1,569,159		1,569,159	
			計	2,320,569		2,320,569	

関する調書

前々年度末 までの支払 義務発生額	前年度末ま での支払義 務発生(見 込)額	当該年度支 払義務発生 予定額	当該年度末 までの支払 義務発生予 定額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	備考
千円	千円	千円	千円	千円	%	
		1,709,021	1,709,021		57.0	
				389,777	13.0	
				539,691	18.0	
				359,794	12.0	
		1,709,021	1,709,021	1,289,262	100.0	
	51,229		51,229		30.1	
		119,036	119,036		69.9	
	51,229	119,036	170,265		100.0	
		139,726	139,726		6.0	
				611,684	26.4	
				1,569,159	67.6	
		139,726	139,726	2,180,843	100.0	

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	開催収益
	千円		千円		千円	千円
場内接客サービス業務委託	216,080	令和6年度	53,449	令和7年度から 令和8年度まで	162,631	162,631

令和7年度津市モーターボート競走事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土	地		1,437,426,323	
ロ 建	物	10,883,602,987		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,661,337,506</u>	8,222,265,481	
ハ 建 物 附 属 設 備		2,064,102,444		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△314,570,979</u>	1,749,531,465	
ニ 構 築 物		354,623,682		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△41,124,287</u>	313,499,395	
ホ 機 械 及 び 装 置		1,372,707,921		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△658,932,314</u>	713,775,607	
ヘ 車 両 運 搬 具		5,498,440		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△4,369,763</u>	1,128,677	
ト 船 舶		19,584,995		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△17,827,758</u>	1,757,237	
チ 工 具、器 具 及 び 備 品		2,035,818,827		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,060,683,793</u>	975,135,034	
リ 建 設 仮 勘 定			2,873,870,460	
	有 形 固 定 資 産 合 計			16,288,389,679

(2) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 出 資 金			40,000,000	
ロ 長 期 前 払 費 用			<u>7,250</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>40,007,250</u>
	固 定 資 産 合 計			16,328,396,929

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金			18,773,974,665	
(2) 未 収 金			15,000,000	
(3) 貯 蔵 品			<u>1,947,000</u>	

	流 動 資 産 合 計			<u>18,790,921,665</u>
	資 産 合 計			<u>35,119,318,594</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 引当金			
イ 退職給付引当金	269,387,168		
引当金合計		<u>269,387,168</u>	
固定負債合計			269,387,168
4 流動負債			
(1) 未払金		2,353,000,000	
(2) 前受金		12,101,000	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	21,704,000		
ロ 法定福利費引当金	3,543,000		
引当金合計		<u>25,247,000</u>	
(4) その他流動負債		220,000,000	
流動負債合計		<u>220,000,000</u>	2,610,348,000
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		367,391,307	
(2) 長期前受金額			
繰延収益化累計額	△183,298,795		
繰延収益合計			<u>184,092,512</u>
負債合計			3,063,827,680
資本の部			
6 資本金			11,159,579,290
7 剰余金			
(1) 利益剰余金			
イ 利益積立金	2,068,983,438		
ロ 建設改良積立金	9,211,810,186		
ハ 当年度未処分利益剰余金	9,615,118,000		
利益剰余金合計		<u>20,895,911,624</u>	
剰余金合計			<u>20,895,911,624</u>
資本合計			<u>32,055,490,914</u>
負債資本合計			<u><u>35,119,318,594</u></u>

令和6年度津市モーターボート競走事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 開催収益	71,985,157,000		
(2) 場間場外発売事務受託収益	1,725,638,000		
(3) その他営業収益	<u>64,273,000</u>	73,775,068,000	
2 営業費用			
(1) 開催費	63,334,903,000		
(2) 場外発売場事務受託費	568,571,000		
(3) 施設管理費	737,397,000		
(4) 競走実施費	1,876,746,000		
(5) 販売促進費	812,849,000		
(6) 総係費	523,383,000		
(7) 減価償却費	593,166,000		
(8) 資産減耗費	<u>72,766,000</u>	<u>68,519,781,000</u>	
営業利益			5,255,287,000
3 営業外収益			
(1) 使用料	51,220,000		
(2) 受取利息及び配当金	14,834,000		
(3) 長期前受金戻入	23,017,000		
(4) 雑収益	<u>5,689,000</u>	94,760,000	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	500,000		
(2) 雑支出	<u>1,128,031,000</u>	<u>1,128,531,000</u>	<u>△ 1,033,771,000</u>
経常利益			4,221,516,000
当年度純利益			4,221,516,000
前年度繰越利益剰余金			<u>3,406,632,000</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>7,628,148,000</u></u>

令和6年度津市モーターボート競走事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産			
イ 土 地		1,437,426,323	
ロ 建物	10,883,602,987		
減価償却累計額	<u>△2,290,392,506</u>	8,593,210,481	
ハ 建物附属設備	2,064,102,444		
減価償却累計額	<u>△163,335,979</u>	1,900,766,465	
ニ 構築物	356,745,682		
減価償却累計額	<u>△28,588,287</u>	328,157,395	
ホ 機械及び装置	1,262,884,921		
減価償却累計額	<u>△602,187,314</u>	660,697,607	
ヘ 車両運搬具	5,498,440		
減価償却累計額	<u>△3,567,763</u>	1,930,677	
ト 船舶	19,584,995		
減価償却累計額	<u>△15,677,758</u>	3,907,237	
チ 工具、器具及び備品	1,664,159,827		
減価償却累計額	<u>△857,314,793</u>	806,845,034	
リ 建設仮勘定		252,839,460	
有形固定資産合計			13,985,780,679
(2) 投資その他の資産			
イ 出 資 金		40,000,000	
ロ 長期前払費用		7,250	
投資その他の資産合計			<u>40,007,250</u>
固定資産合計			<u>14,025,787,929</u>

2 流動資産

(1) 現金預金		19,207,476,665	
(2) 未収金		16,000,000	
(3) 貯蔵品		1,418,000	
流動資産合計			<u>19,224,894,665</u>
資 産 合 計			<u><u>33,250,682,594</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金			
イ 退職給付引当金	255,677,168		
引当金合計		255,677,168	
固定負債合計			255,677,168

4 流動負債

(1) 未払金		503,000,000	
(2) 前受金		12,003,000	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	17,355,000		
ロ 法定福利費引当金	3,394,000		
引当金合計		20,749,000	
(4) その他流動負債		220,000,000	
流動負債合計		220,000,000	755,752,000

5 繰延収益

(1) 長期前受金		367,391,307	
(2) 長期前受金額			
繰延収益化累計額	△164,441,795		
繰延収益合計		202,949,512	202,949,512
負債合計			1,214,378,680

資本の部

6 資本金

11,159,579,290

7 剰余金

(1) 利益剰余金			
イ 利益積立金	2,068,983,438		
ロ 建設改良積立金	11,179,593,186		
ハ 当年度未処分利益剰余金	7,628,148,000		
利益剰余金合計		20,876,724,624	
剰余金合計			20,876,724,624
資本合計			32,036,303,914
負債資本合計			33,250,682,594

令和7年度津市モーターボート競走事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

収 入

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考		
1	モーターボート競走事業収益		62,095,188			
1	営業収益	1	開催収益	60,387,870		
		舟券発売金		60,387,870	自場開催レースに係る舟券売上金、舟券返還金	
		2	場間場外発売事務受託収益	1,473,806		
				場間場外発売事務受託収益	1,473,806	他場開催レースに係る発売事務受託収益
		3	その他の営業収益		83,403	
				入場料	48,493	入場料、有料席料(各指定席)
				時効金	34,910	払戻金、返還金に係る時効金
2	営業外収益	1	使用料	52,326		
		売店等使用料		3,736	売店使用料ほか	
		土地貸付料		48,590	旧駐車場用地土地貸付料ほか	
		2	受取利息及び配当金	16,250		
				預金利息	16,250	預金利息収入
		4	長期前受金戻入	18,857		
				受贈財産評価額	16,157	受贈により取得した償却資産の減価償却見合い分
				その他の長期前受金戻入	2,700	助成金等により取得した償却資産の減価償却見合い分
		5	雑収益	62,676		
				雑収益	62,676	電気水道料ほか

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 モーターボート 競走事業費用			62,076,001	
1 営業費用			58,760,465	
	1 開催費		52,545,409	
		委 託 料	3,264,337	場外発売開催経費等委託料、電話投票事務委託料ほか
		使 用 料 及 び 賃 借 料	19,385	場外発売場建物借上料
		負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,484,854	電話投票システム利用料負担金、環境整備協力負担金ほか
		法 定 交 納 付 金	2,573,873	日本財団交付金ほか
		払 戻 金 及 び 返 還 金	45,202,960	舟券払戻金、舟券返還金
	2 場外発売場 事務受託費		563,621	
		委 託 料	304,745	場外発売場管理運営業務委託料
		使 用 料 及 び 賃 借 料	222,156	場外発売場建物借上料
		負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	36,720	環境整備協力負担金
	3 施設管理費		765,961	
		備 消 品 費	40,281	各種施設用備消品費
		燃 料 費	509	競技棟暖房用燃料費ほか
		印 刷 製 本 費	4,000	事務用印刷製本費
		光 熱 水 費	244,088	電気、上下水道及びガス料金
		修 繕 費	22,000	建物、各種設備等修繕費ほか
		手 数 料	22,033	受水槽検査、水質測定手数料ほか
		保 險 料	2,141	建物総合損害共済掛金
		委 託 料	368,004	場内設備運転管理等業務委託料ほか
		使 用 料 及 び 賃 借 料	61,650	競走水面借上料ほか
		原 材 料 費	1,000	施設補修用原材料費
		負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	255	津地区防火協会会費ほか

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
	4 競走実施費		2,486,232	
		報 酬	137,164	会計年度任用職員報酬
		職 員 手 当	24,812	会計年度任用職員期末勤勉手当
		法 定 福 利 費	25,654	会計年度任用職員厚生年金保険料ほか
		報 償 費	613	優勝カップほか
		選 手 賞 金	1,494,850	賞金、完走手当ほか
		備 消 品 費	54,083	各種事業用備消耗品費
		ボート・モーター費	103,169	競走用ボート・モーター購入費
		燃 料 費	2,739	モーター整備用燃料費
		修 繕 費	5,874	競技、競走実施用備品等修繕費
		手 数 料	2,643	ボート・モーター検査、登録料ほか
		委 託 料	448,799	発券機等運用管理業務委託料ほか
		使 用 料 及 び 賃 借 料	8,330	出走表データ使用料ほか
		原 材 料 費	24,640	競走用ボート・モーター用部品ほか
		負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	152,862	全国モーターボート競走施行者協議会特別分担金ほか
	5 販売促進費		1,097,814	
		報 償 費	213,767	電話投票会員ポイント還元用報償費ほか
		旅 費	1,000	選手媒体訪問等交通費
		備 消 品 費	26,978	各種広報宣伝用消耗品費
		食 糧 費	1,317	冠スポンサー用食糧費ほか
		印 刷 製 本 費	29,865	各種広報宣伝用印刷費
		修 繕 費	200	広報宣伝用備品等修繕費
		通 信 運 搬 費	1,205	各種景品等送料

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
		広 告 料	385,131	新聞・電波等媒体、協賛等広告料
		手 数 料	35	SNS加入料
		保 険 料	50	イベント時保険料
		委 託 料	303,726	イベント演出委託料ほか
		使 用 料 及 び 賃 借 料	119,440	バス借上料ほか
		負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	15,100	ボートレース地域振興クーポン負担金ほか
	6 総 係 費		493,642	
		給 料	123,674	職員給料31名分
		職 員 手 当	133,624	扶養手当、通勤手当ほか
		法 定 福 利 費	45,496	市町村職員共済組合負担金ほか
		報 償 費	1,485	来賓者等用記念品
		旅 費	9,836	施行者、場外発売場、関係団体等訪問、各種研修参加等旅費
		交 際 費	1,646	施行者、場外発売場、関係団体等訪問時手土産代ほか
		備 消 品 費	9,035	各種事務用備消費
		燃 料 費	206	公用車燃料費
		食 糧 費	972	来賓者等用食糧費
		印 刷 製 本 費	258	各種事務用印刷費
		修 繕 費	596	公用車の車検・修繕費
		通 信 運 搬 費	8,960	郵送料、通話料、回線使用料ほか
		手 数 料	5,482	公金振込手数料ほか
		保 険 料	98	自動車損害保険料
		委 託 料	9,182	公営企業会計システム保守委託料ほか
		使 用 料 及 び 賃 借 料	2,142	有料道路通行料ほか
		負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	101,905	選手共済制度分担金ほか

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
		公 課 費	38	公用車の自動車重量税
		退職給付引当 繰 入 金 額	13,710	当年度末退職給付引当金
		賞 与 等 引 当 繰 入 金 額	25,247	次年度期末勤勉手当及び法定 福利費の当年度相当分
		補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	50	舟券発売に係る過誤補填金
	7 減 価 償 却 費		797,782	
		建 物 減 価 償 却 費	370,945	スタンド棟ほか建物減価償却費
		建 物 附 属 設 備 減 価 償 却 費	151,235	スタンド棟空調設備ほか建物附 属設備減価償却費
		構 築 物 減 価 償 却 費	12,536	駐車場照明設備ほか構築物減 価償却費
		機 械 及 び 装 置 減 価 償 却 費	56,745	対岸大型映像装置ほか機械及 び装置減価償却費
		車 両 及 び 運 搬 具 減 価 償 却 費	802	公用車減価償却費
		船 舶 減 価 償 却 費	2,150	救助艇ほか船舶減価償却費
		工 具 、 器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 費	203,369	投票機器ほか工具、器具及び備 品減価償却費
	8 資 産 減 耗 費		10,004	
		固 定 資 産 除 却 費	10,004	競技用設備関連ほか固定資産 除却費

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
2 営業外費用			3,315,536	
1	支払利息及び 企業債取扱諸費		500	
		一時借入金利息	500	一時借入金に係る利息
2	消 費 税		4,000	
		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	4,000	消費税及び地方消費税
3	繰 出 金		3,000,000	
		他 会 計 繰 出 金	3,000,000	一般会計への繰出金
6	雑 支 出		311,036	
		雑 支 出	311,036	資本的支出に係る消費税費用化

資本的収入及び支出

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的支出			3,421,431	
1 建設改良費	1 建設改良費		2,883,132	
		工 事 請 負 費	2,803,275	防風ネット改修工事費ほか
		委 託 料	46,857	防風ネット改修工事に係る支援 業務委託料ほか
		修 繕 費	33,000	スタンド棟等改良修繕
	2 設備購入費		538,299	
		機 械 装 置 費	120,805	大時計操作卓ほか
		工 具 、 器 具 及び備品購入	417,494	発券機ほか

注 記

I. 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	8～38年
建物附属設備	1～18年
構築物	2～40年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	4～5年
船舶	3～4年
工具器具及び備品	1～15年

(2) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

1 重要な非資金取引

該当事項なし。

III. 予定貸借対照表等関連

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和7年度において、期末手当及び勤勉手当として98,404千円を支給するため、賞与引当金17,355千円を取り崩す。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和7年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として10,627千円を支給するため、法定福利費引当金3,394千円を取り崩す。

IV. リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

V. その他の注記

該当事項なし。

津市告示第210号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第218号）第18条の規定に基づき、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの津市駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和7年6月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概況

駐車場事業は、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場、ポルタひさい駐車場及び久居駅東口駐車場を運営し、市街地における自動車の駐車需要に応ずるよう努めました。

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの利用状況は、次のとおり。

- (1) 利用台数 351, 529台（前年同期 335, 531台）
- (2) 一日平均台数 1, 928台（前年同期 1, 841台）

2 経理の状況

令和6年度下半期の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおり。

3 令和7年度駐車場事業について

別冊のとおり。

別表1

令和6年度下半期津市駐車場事業損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐車収益	<u>101,285,592</u>	101,285,592	
2	営業費用			
	(1) 駐車場管理費	57,292,908		
	(2) 減価償却費	56,604,669		
	(3) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>113,897,577</u>	
	営業損失			12,611,985
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	278,710		
	(2) 雑収益	<u>1,242,085</u>	1,520,795	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	257,252		
	(2) 雑支出	<u>229,512</u>	<u>486,764</u>	<u>1,034,031</u>
	経常損失			11,577,954
	当期純損失			11,577,954
	前期繰越欠損金			<u>0</u>
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
	当期未処理欠損金			<u><u>11,577,954</u></u>

別表2

令和6年度津市駐車場事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,623,010,133	
ロ 建物	1,437,128,271		
減価償却累計	<u>△ 863,164,917</u>	573,963,354	
ハ 構築物	89,660,772		
減価償却累計	<u>△ 48,702,692</u>	40,958,080	
ニ 機械及び装置	115,650,002		
減価償却累計	<u>△ 102,697,490</u>	12,952,512	
ホ 工具、器具及び備品	80,773,679		
減価償却累計	<u>△ 63,450,370</u>	17,323,309	
ヘ リース資産	40,727,652		
減価償却累計	<u>△ 16,255,142</u>	24,472,510	
ト 建設仮勘定		<u>4,000,000</u>	
有形固定資産合計			<u>2,296,679,898</u>
固定資産合計			2,296,679,898

2 流動資産

(1) 現金預金		230,528,515	
(2) 未収金		5,145,614	
(3) その他流動資産		<u>500,000</u>	
流動資産合計			<u>236,174,129</u>
資産合計			<u>2,532,854,027</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等 他会計借入金	<u>105,036,751</u>	105,036,751
他会計借入金合計		
(2) リース債務		15,311,621
(3) 引当金		
イ 退職給付引当金	<u>2,881,511</u>	
引当金合計		<u>2,881,511</u>
固定負債合計		123,229,883

4 流動負債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等 他会計借入金	<u>35,005,249</u>	35,005,249
他会計借入金合計		
(2) リース債務		6,615,476
(3) 未払金		16,540,459
(4) 前受金		2,046,609
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	553,000	
ロ 法定福利費引当金	<u>105,000</u>	
引当金合計		658,000
(6) その他流動負債		<u>9,469,840</u>
流動負債合計		70,335,633
負債合計		<u>193,565,516</u>

資 本 の 部

5	資 本 金			2,246,192,611
6	剰 余 金			
(1)	利 益 剰 余 金			
	イ 建設改良積立金	40,025,734		
	ロ 当 期 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>53,070,166</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>93,095,900</u>	
	剰 余 金 合 計		<u>93,095,900</u>	
	資 本 合 計		<u>2,339,288,511</u>	
	負 債 資 本 合 計		<u>2,532,854,027</u>	

- (注) 1 有価証券の評価方法は、期末帳簿価額(原価法)をもって期末評価額としている。
 2 リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース)以外の固定資産(償却資産)の減価償却の方法は、定額法によって取得の翌年度から行っている。
 リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース)の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法による。

令和7年度

津市駐車場事業会計予算書

令和7年度津市駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1,064台
(2) 年間駐車台数	568,690台
(3) 一日平均駐車台数	1,560台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 駐車場事業収益	203,366千円
第1項 営業収益	195,867千円
第2項 営業外収益	6,241千円
第3項 特別利益	1,258千円

支 出	
第1款 駐車場事業費用	196,116千円
第1項 営業費用	176,699千円
第2項 営業外費用	10,417千円
第3項 特別損失	9,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額104,590千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	88,438千円
第1項 固定資産売却代金	88,438千円

支 出

第1款 資本的支出	193,028千円
第1項 建設改良費	158,022千円
第2項 他会計長期借入金償還金	35,006千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	10,000千円
-------	----------

令和7年2月19日提出

津市長 前 葉 泰 幸

予 算 に 関 す る 説 明 書

令和7年度津市駐車場事業会計予算実施計画

令和7年度津市駐車場事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

給与費明細書

令和7年度津市駐車場事業予定貸借対照表

令和6年度津市駐車場事業予定損益計算書

令和6年度津市駐車場事業予定貸借対照表

令和7年度津市駐車場事業会計予算実施計画説明書

令和7年度津市駐車場事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 駐 車 場 事 業 収 益			203,366	
	1 営 業 収 益		195,867	
		1 駐 車 収 益	195,867	駐車料金収入
	2 営 業 外 収 益		6,241	
		1 受 取 利 息 及 び 配 当 金	30	預金利息収入
		2 雑 収 益	6,211	行政財産使用料収入等
	3 特 別 利 益		1,258	
1 特 別 利 益		1,258	固定資産売却益	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 駐 車 場 事 業 費 用			196,116	
	1 営 業 費 用		176,699	
		1 駐 車 場 管 理 費	129,558	駐車場の管理運営に要する諸費用
		2 減 価 償 却 費	44,371	固定資産減価償却費
		3 資 産 減 耗 費	2,770	固定資産除却費
	2 営 業 外 費 用		10,417	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	417	リース取引に係る利息等
		2 消 費 税	10,000	消費税及び地方消費税
	3 特 別 損 失		9,000	
		1 特 別 損 失	9,000	回数駐車券の払戻

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 資本的收入			88,438	
	1 固定資産 売却代金		88,438	
		1 建物売却代金	88,438	建物売却代金

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 資本の支出			193,028	
	1 建設改良費		158,022	
		1 建設改良費	158,022	駐車場施設改良工事費等
	2 他会計長期 借入金償還金		35,006	
		1 他会計長期 借入金償還金	35,006	他会計長期借入金元金償還金

令和7年度津市駐車場事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	8,610,195
減価償却費	44,371,000
受取利息及び受取配当	△ 30,000
支払利息	417,000
固定資産売却損益 (△は益)	△ 1,143,595
未収金の増減額 (△は増額)	△ 5,408,980
未払金の増減額 (△は減少)	△ 1,940,343
引当金の増減額 (△は減少)	326,000
預り金の増減額	△ 8,969,840
固定資産除却費	2,770,000
小 計	39,001,437
受取利息及び受取配当	30,000
支払利息	△ 417,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	38,614,437
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 137,040,000
有形固定資産の売却による収入	81,543,547
未払金の増減額 (△は減少)	△ 359,036
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 55,855,489
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等に充てるための他会計長期借入金の償還による支出	△ 35,005,249
リース債務の返済による支出	△ 7,278,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 42,283,249
資金増加額 (又は減少額)	△ 59,524,301
資金期首残高	197,767,273
資金期末残高	138,242,972

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
本年度	0	1	0	3,617	5,161	8,778	1,222	10,000
前年度	0	1	0	3,775	7,168	10,943	1,400	12,343
比 較	0	0	0	△ 158	△ 2,007	△ 2,165	△ 178	△ 2,343

(単位 千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
	本年度	414	197	324	86	950
	前年度	360	249	324	86	950
	比 較	54	△ 52	0	0	0

手 当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当	退職手当	児童手当	計
	本年度	1,730	860	600	5,161
	前年度	1,810	2,969	420	7,168
	比 較	△ 80	△ 2,109	180	△ 2,007

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考										
給 料	△ 158	給与改定に伴う増減分	111	令和6年度給与改定による増											
		昇給に伴う増加分	13												
		その他の増減分	△ 282	職員構成の変更等に伴う減		職員数の異動状況 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> [<table style="border: none; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">現に在職する</td> <td style="padding: 0 5px;">職</td> <td style="padding: 0 5px;">員</td> <td style="padding: 0 5px;">数</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">本</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="padding: 0 5px;">度</td> <td style="padding: 0 5px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">前</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="padding: 0 5px;">度</td> <td style="padding: 0 5px;">1人</td> </tr> </table>] (その他) (計) </div> 本年度 1人 0人 1人 前年度 1人 0人 1人	現に在職する	職	員	数	本	年	度	1人	前
現に在職する	職	員	数												
本	年	度	1人												
前	年	度	1人												
手 当	△ 2,007	制度改正に伴う増減分	104	令和6年度給与改定による増	1 総括、手当の内訳のとおり										
		その他の増減分	△ 2,111	手当の減少											

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給料

区	分	一般行政職等
令和7年1月1日現在 (本年度)	平均給料月額(円)	300,100
	平均年齢(歳)	38.4
令和6年1月1日現在 (前年度)	平均給料月額(円)	284,800
	平均年齢(歳)	37.4

(2) 初任給

区 分	一般行政職等 (円)	一般会計の制度
		一般行政職等 (円)
高 校 卒	194,500	194,500
大 学 卒	220,000	220,000

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職等		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日現在 (本年度)	1 級		
	2 級		
	3 級	1	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	1	100.0
令和6年1月1日現在 (前年度)	1 級		
	2 級		
	3 級	1	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	1	100.0

(級別の基準となる職務)

一般行政職等	1 級	定型的な業務を行う職務
	2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
	3 級	主査の職務
	4 級	担当副主幹の職務
	5 級	担当主幹の職務
	6 級	1 課長、室長及び担当副参事の職務 2 副総合支所長(久居総合支所副総合支所長を除く。)の職務
	7 級	1 部次長及び担当参事の職務 2 総合支所長(久居総合支所長を除く。)の職務 3 久居総合支所副総合支所長の職務
	8 級	1 消防長の職務 2 部長及び担当理事の職務 3 久居総合支所長の職務

(4) 昇給

区 分		一般行政職等
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1
	号 給 数 別 内 訳	4号給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	100.00
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1
	号 給 数 別 内 訳	4号給 (人)
	比 率 (B) / (A) (%)	100.00

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.300	2.300	4.600	有
前 年 度	2.250	2.250	4.500	有
一般会計の制度	2.300	2.300	4.600	有

(6) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 一	
地 域 手 当	同 一	
住 居 手 当	同 一	
通 勤 手 当	同 一	

令和7年度津市駐車場事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ	土 地		1,623,010,133	
ロ	建 物	1,212,533,500		
	減価償却累計額	△ 600,686,963	611,846,537	
ハ	構 築 物	89,660,772		
	減価償却累計額	△ 56,676,692	32,984,080	
ニ	機 械 及 び 装 置	99,974,730		
	減価償却累計額	△ 90,821,594	9,153,136	
ホ	工 具、器 具 及 び 備 品	54,408,909		
	減価償却累計額	△ 43,250,359	11,158,550	
ヘ	リ ー ス 資 産	40,727,652		
	減価償却累計額	△ 21,701,886	19,025,766	
	有形固定資産合計		<u>2,307,178,202</u>	
	固 定 資 産 合 計			2,307,178,202

2 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金		138,242,972	
(2)	未 収 金		7,234,930	
(3)	その他流動資産		500,000	
	流 動 資 産 合 計		<u>145,977,902</u>	
	資 産 合 計			<u><u>2,453,156,104</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 他会計借入金			
イ 建設改良等 他会計借入金	70,028,002		
他会計借入金合計		70,028,002	
(2) リース債務		8,726,292	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	4,690,265		
引当金合計		4,690,265	
固定負債合計			83,444,559

4 流動負債

(1) 他会計借入金			
イ 建設改良等 他会計借入金	35,008,749		
他会計借入金合計		35,008,749	
(2) リース債務		6,584,355	
(3) 未払金		8,641,959	
(4) 前受金		1,846,218	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	718,000		
ロ 法定福利費引当金	146,000		
引当金合計		864,000	
(6) その他流動負債		500,000	
流動負債合計			53,445,281
負債合計			136,889,840

資本の部

5 資本金

2,248,308,495

6 剰余金

(1) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	40,025,734		
ロ 当年度未処分 利益剰余金	27,932,035		
利益剰余金合計		67,957,769	
剰余金合計			67,957,769
資本合計			2,316,266,264
負債資本合計			2,453,156,104

令和6年度津市駐車場事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益		
	(1) 駐車収益	<u>202,963,629</u>	202,963,629
2	営業費用		
	(1) 駐車場管理費	126,586,472	
	(2) 減価償却費	<u>56,605,413</u>	<u>183,191,885</u>
	営業利益		19,771,744
3	営業外収益		
	(1) 受取利息及び配当金	1,000	
	(2) 雑収益	<u>2,522,943</u>	2,523,943
4	営業外費用		
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	592,000	
	(2) 雑支出	<u>265,963</u>	<u>857,963</u>
	経常利益		21,437,724
	当年度純利益		21,437,724
	前年度繰越利益剰余金		0
	その他未処分利益剰余金変動額		<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>21,437,724</u></u>

令和6年度津市駐車場事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ	土 地		1,623,010,133	
ロ	建 物	1,433,555,549		
	減価償却累計額	△ 862,740,477	570,815,072	
ハ	構 築 物	89,660,772		
	減価償却累計額	△ 48,702,692	40,958,080	
ニ	機 械 及 び 装 置	115,650,002		
	減価償却累計額	△ 102,697,490	12,952,512	
ホ	工 具、器 具 及 び 備 品	85,346,401		
	減価償却累計額	△ 63,874,810	21,471,591	
ヘ	リ ー ス 資 産	40,727,652		
	減価償却累計額	△ 16,255,886	24,471,766	
ト	建 設 仮 勘 定		4,000,000	
	有形固定資産合計		<u>2,297,679,154</u>	
	固 定 資 産 合 計			<u>2,297,679,154</u>

2 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金		197,767,273	
(2)	未 収 金		1,825,950	
(3)	その他流動資産		500,000	
	流 動 資 産 合 計		<u>200,093,223</u>	
	資 産 合 計			<u><u>2,497,772,377</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 他会計借入金			
イ 建設改良等 他会計借入金	105,036,751		
他会計借入金合計		105,036,751	
(2) リース債務		15,311,621	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	4,427,265		
引当金合計		4,427,265	
固定負債合計			124,775,637

4 流動負債

(1) 他会計借入金			
イ 建設改良等 他会計借入金	35,005,249		
他会計借入金合計		35,005,249	
(2) リース債務		6,615,476	
(3) 未払金		11,602,888	
(4) 前受金		1,846,218	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	667,000		
ロ 法定福利費引当金	134,000		
引当金合計		801,000	
(6) その他流動負債		9,469,840	
流動負債合計			65,340,671
負債合計			190,116,308

資本の部

5 資本金

2,246,192,611

6 剰余金

(1) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	40,025,734		
ロ 当年度未処分 利益剰余金	21,437,724		
利益剰余金合計		61,463,458	
剰余金合計			61,463,458
資本合計			2,307,656,069
負債資本合計			2,497,772,377

令和7年度津市駐車場事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

収 入

款 項	目	節	予定額 (千円)	備 考
1 駐 車 場 事 業 収 益			203,366	
1 営 業 収 益			195,867	
	1 駐 車 収 益		195,867	
		駐 車 収 益	195,867	駐車料金収入
2 営 業 外 収 益			6,241	
	1 受 取 利 息 及 び 配 当 金		30	
		預 金 利 息	30	預金利息収入
	2 雑 収 益		6,211	
		行政財産使用料	1,710	行政財産使用料収入
		その他雑収益	4,501	土地賃借料ほか
3 特 別 利 益			1,258	
	1 特 別 利 益		1,258	
		固定資産売却益	1,258	固定資産売却益

支 出

款 項	目	節	予定額 (千円)	備 考
1 駐 車 場 事 業 費 用			196,116	
1 営 業 費 用			176,699	
	1 駐 車 場 管 理 費		129,558	
		給 料	3,617	職員1名分給料
		手 当	4,278	期末勤勉手当ほか
		賞 与 引 当 金 繰 入 額	620	次年度期末勤勉手当の当期相当分
		退 職 給 付 費	263	退職給付引当金繰入額
		法 定 福 利 費	1,102	市町村職員共済組合負担金ほか
		法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	120	次年度期末勤勉手当に係る法定福利費の当期相当分
		旅 費	96	職員出張旅費
		備 消 品 費	4,672	駐車場用備消費費
		光 熱 水 費	6,052	駐車場電力料ほか
		印 刷 製 本 費	464	事務用印刷製本費

款 項	目	節	予定額 (千円)	備 考	
		通信運搬費	143	駐車場電話料	
		委託料	54,613	駐車場管理委託料ほか	
		手数料	688	事務取扱手数料ほか	
		修繕費	12,316	施設維持管理修繕費	
		保険料	167	施設損害賠償保険料ほか	
		負担金	40,347	管理組合費ほか	
	2 減価償却費			44,371	
		建物減価償却費	23,604	駐車場棟減価償却費	
		構築物減価償却費	7,974	駐車場舗装面減価償却費	
		機械及び装置減価償却費	1,846	駐車場機械装置減価償却費	
		工具器具及び備品減価償却費	5,501	駐車場備品等減価償却費	
		リース資産減価償却費	5,446	リース機器減価償却費	
	3 資産減耗費			2,770	
		固定資産除却費	2,770	固定資産除却費	
	2 営業外費用			10,417	
1 支払利息及び企業債取扱諸費			417		
		借入金利息	14	他会計借入金に係る利息	
		一時借入金利息	63	一時借入金に係る利息	
		リース支払利息	340	リース取引に係る利息	
2 消費税				10,000	
		消費税	10,000	消費税及び地方消費税	
3 特別損失			9,000		
	1 特別損失		9,000		
		その他特別損失	9,000	回数駐車券の払戻	

資本的収入及び支出

収 入

款 項	目	節	予定額 (千円)	備 考
1 資本的収入			88,438	
1 固定資産 売却代金			88,438	
	1 建物売却代金		88,438	
		建物売却代金	88,438	建物売却代金

支 出

款 項	目	節	予定額 (千円)	備 考
1 資本的支出			193,028	
1 建設改良費			158,022	
	1 建設改良費		158,022	
		固定資産 購入費	1,100	駐車場機器等購入費
		設備工事費	149,556	駐車場施設改良工事費
		リース資産 購入費	7,278	リース取引に係る債務の 償還
		印刷製本費	88	駐車場施設改良に係る印 刷製本費
2 他会計長期 借入金償還金			35,006	
	1 他会計長期 借入金償還金		35,006	
		他会計長期 借入金償還金	35,006	他会計長期借入金元金償 還金

注 記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法
定額法による。

- ・主な耐用年数

建 物	8年～38年
構築物	10年
機械及び装置	2年～10年
工具器具及び備品	3年～10年

(2) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

津市告示第211号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び津市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第219号）第8条の規定に基づき、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの津市水道事業、津市工業用水道事業及び津市下水道事業の業務の状況を別紙のとおり公表する。

令和7年6月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概要

(1) 津市水道事業

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの業務量につきまして、3月末現在の給水戸数は136,851戸、配水量は19,624,518 m³、有収水量は15,517,218 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益3,506,853,195円、営業外収益748,105,370円、特別利益8,314,812円で合計4,263,273,377円となりました。費用では、営業費用3,869,081,406円、営業外費用140,454,691円、特別損失615,258円で合計4,010,151,355円となり、収支差引におきまして、253,122,022円の純利益となりました。

(2) 津市工業用水道事業

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの業務量につきまして、配水量は105,101 m³、有収水量は103,842 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益10,800,000円、営業外収益1,514,920円で合計12,314,920円となりました。

費用では、営業費用14,442,323円となり、収支差引におきまして、2,127,403円の純損失となりました。

(3) 津市下水道事業

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの業務量につきまして、3月末現在の使用料賦課件数は74,061件、有収水量は8,884,511 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益2,526,186,712円、営業外収益6,612,950,627円、特別利益17,444,793円で合計9,156,582,132円となりました。費用では、営業費用5,705,253,435円、営業外費用748,215,763円、特別損失152,136,515円で合計6,605,605,713円となり、収支差引におきまして、2,550,976,419円の純利益となりました。

2 経理の状況

(1) 津市水道事業

損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び貸借対照表（別表 3）のとおりであります。

(2) 津市工業用水道事業

損益計算書（別表 4 及び別表 5）及び貸借対照表（別表 6）のとおりであります。

(3) 津市下水道事業

損益計算書（別表 7 及び別表 8）及び貸借対照表（別表 9）のとおりであります。

別表1

令和6年度津市水道事業損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 給水収益	3,263,390,771		
(2) 受託工事収益	225,951,024		
(3) その他営業収益	<u>17,511,400</u>	3,506,853,195	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,593,855,798		
(2) 配水及び給水費	568,430,125		
(3) 受託工事費	177,214,448		
(4) 業務費	195,094,175		
(5) 総係費	305,358,266		
(6) 減価償却費	977,959,704		
(7) 資産減耗費	51,006,628		
(8) その他営業費用	<u>162,262</u>	<u>3,869,081,406</u>	
営業損失			362,228,211
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	6,025,131		
(2) 他会計補助金	88,735,000		
(3) 雑収益	212,346,021		
(4) 新規給水加入金	56,670,000		
(5) 長期前受金戻入	<u>384,329,218</u>	748,105,370	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	97,590,853		
(2) 雑支出	<u>42,863,838</u>	<u>140,454,691</u>	<u>607,650,679</u>
経常利益			245,422,468
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>8,314,812</u>	8,314,812	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>615,258</u>	<u>615,258</u>	<u>7,699,554</u>
当期純利益			253,122,022
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>189,457,204</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>442,579,226</u></u>

別表2

令和6年度津市水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	給水収益	6,578,529,475		
(2)	受託工事収益	225,951,024		
(3)	その他営業収益	<u>31,447,017</u>	6,835,927,516	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	3,009,683,374		
(2)	配水及び給水費	973,287,513		
(3)	受託工事費	208,996,263		
(4)	業務費	332,964,337		
(5)	総係費	470,294,476		
(6)	減価償却費	1,927,763,704		
(7)	資産減耗費	51,006,628		
(8)	その他営業費用	<u>337,407</u>	<u>6,974,333,702</u>	
	営業損失			138,406,186
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	8,753,937		
(2)	他会計補助金	88,735,000		
(3)	雑収益	227,866,960		
(4)	新規給水加入金	109,551,000		
(5)	長期前受金戻入	<u>756,034,218</u>	1,190,941,115	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	198,399,107		
(2)	雑支出	<u>43,133,774</u>	<u>241,532,881</u>	<u>949,408,234</u>
	経常利益			811,002,048
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>9,470,722</u>	9,470,722	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>11,357,141</u>	<u>11,357,141</u>	<u>△1,886,419</u>
	当年度純利益			809,115,629
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>189,457,204</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>998,572,833</u></u>

令和6年度津市水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,055,355,090	
ロ 立 木		4,386,284	
ハ 建 物	3,207,792,356		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,896,129,517</u>	1,311,662,839	
ニ 構 築 物	80,438,495,624		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 42,294,334,851</u>	38,144,160,773	
ホ 機 械 及 び 装 置	14,429,096,833		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 9,834,849,643</u>	4,594,247,190	
ヘ 車 両 運 搬 具	48,226,844		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 41,177,992</u>	7,048,852	
ト 工 具、器 具 及 び 備 品	222,914,770		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 180,000,904</u>	42,913,866	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>4,135,805,092</u>	
有形固定資産合計			50,295,579,986
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 中 勢 水 道 利 用 権		47,423,957	
ロ 庁 舎 利 用 権		64,194,291	
ハ 施 設 利 用 権		142,923,996	
ニ 電 話 加 入 権		<u>901,396</u>	
無形固定資産合計			255,443,640
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 投 資 有 価 証 券		600,000,000	
ロ 基 金		6,972,635	
ハ そ の 他 投 資		<u>20,820</u>	
投資その他の資産合計			<u>606,993,455</u>
固定資産合計			51,158,017,081
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		3,598,447,621	
(2) 未 収 金	1,194,287,340		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 41,807,613</u>	1,152,479,727	
(3) 貯 蔵 品		107,468,147	
(4) 前 払 費 用		2,230,530	
(5) 前 払 金		32,100,000	
(6) そ の 他 流 動 資 産		<u>600,000</u>	
流動資産合計			<u>4,893,326,025</u>
資 産 合 計			<u>56,051,343,106</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する企業債	<u>15,095,030,124</u>		
企業債合計		15,095,030,124	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>836,419,265</u>		
引当金合計		<u>836,419,265</u>	
固定負債合計			15,931,449,389
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する企業債	<u>1,049,124,992</u>		
企業債合計		1,049,124,992	
(2) 未払金		1,002,465,435	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	53,219,000		
ロ 法定福利費引当金	<u>10,288,000</u>		
引当金合計		63,507,000	
(4) その他流動負債		<u>21,509,562</u>	
流動負債合計			2,136,606,989
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		33,867,756,217	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 20,841,464,180</u>	
繰延収益合計			<u>13,026,292,037</u>
負債合計			<u>31,094,348,415</u>
 資本の部 			
6 資本金			23,101,248,485
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 工事負担金	61,598,203		
ロ 受贈財産評価額	150,505,078		
ハ 国県補助金	444,832,106		
ニ 他会計補助金	104,590,279		
ホ その他資本剰余金	<u>95,647,707</u>		
資本剰余金合計		857,173,373	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>998,572,833</u>		
利益剰余金合計		<u>998,572,833</u>	
剰余金合計			<u>1,855,746,206</u>
資本合計			<u>24,956,994,691</u>
負債資本合計			<u>56,051,343,106</u>

別表4

令和6年度津市工業用水道事業損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 給水収益	<u>10,800,000</u>	10,800,000	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,515,786		
(2) 総係費	12,127,557		
(3) 減価償却費	<u>798,980</u>	<u>14,442,323</u>	
営業損失			3,642,323
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	333,165		
(2) 雑収益	<u>1,181,755</u>	<u>1,514,920</u>	<u>1,514,920</u>
経常損失			<u>2,127,403</u>
当期純損失			2,127,403
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当期末処分欠損金			<u><u>2,127,403</u></u>

別表5

令和6年度津市工業用水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 給水収益	<u>21,600,000</u>	21,600,000	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	2,787,420		
(2) 総係費	12,329,208		
(3) 減価償却費	<u>1,597,980</u>	<u>16,714,608</u>	
営業利益			4,885,392
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	333,165		
(2) 雑収益	<u>1,181,755</u>	<u>1,514,920</u>	<u>1,514,920</u>
経常利益			<u>6,400,312</u>
当年度純利益			6,400,312
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>6,400,312</u></u>

令和6年度津市工業用水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,650,000
ロ 建 物	7,999,210	
減価償却累計額	<u>△ 7,535,261</u>	463,949
ハ 構 築 物	98,936,483	
減価償却累計額	<u>△ 72,064,395</u>	26,872,088
ニ 機 械 及 び 装 置	78,096,020	
減価償却累計額	<u>△ 74,049,469</u>	4,046,551
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	360,000	
減価償却累計額	<u>△ 342,000</u>	18,000

有形固定資産合計 33,050,588

固定資産合計

33,050,588

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

213,435,567

(2) 前 払 費 用

1,520

流動資産合計

213,437,087

資 産 合 計

246,487,675

負債の部

3	流動負債		
	(1) 未払金	<u>12,719,622</u>	
	流動負債合計		12,719,622
4	繰延収益		
	(1) 長期前受金	1,657,500	
	(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 1,574,625</u>	
	繰延収益合計		<u>82,875</u>
	負債合計		<u><u>12,802,497</u></u>

資本の部

5	資本金		133,554,237
6	剰余金		
	(1) 利益剰余金		
	イ 利益積立金	46,496,932	
	ロ 建設改良積立金	47,233,697	
	ハ 当年度末処分利益剰余金	<u>6,400,312</u>	
	利益剰余金合計	<u>100,130,941</u>	
	剰余金合計		<u>100,130,941</u>
	資本合計		<u>233,685,178</u>
	負債資本合計		<u><u>246,487,675</u></u>

令和6年度津市下水道事業損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,298,219,275		
(2) 他会計負担金	1,226,145,000		
(3) その他営業収益	<u>1,822,437</u>	2,526,186,712	
2 営業費用			
(1) 汚水管渠費	161,161,389		
(2) 雨水管渠費	38,230,750		
(3) 汚水ポンプ場費	23,751,221		
(4) 雨水ポンプ場費	139,533,301		
(5) 処理場費	300,533,188		
(6) 委任業務費	45,744,032		
(7) 業務費	97,865,742		
(8) 市営浄化槽費	236,932,600		
(9) 共同汚水処理施設費	149,402,532		
(10) 農業集落排水処理施設費	186,091,545		
(11) 総係費	174,924,635		
(12) 流域下水道維持管理負担金	958,106,498		
(13) 減価償却費	3,192,971,957		
(14) 資産減耗費	<u>4,045</u>	<u>5,705,253,435</u>	
営業損失			3,179,066,723
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	22,108		
(2) 他会計補助金	4,199,844,521		
(3) 国庫補助金	14,170,000		
(4) 県補助金	2,997,000		
(5) 長期前受金戻入	2,105,971,477		
(6) 雑収益	<u>289,945,521</u>	6,612,950,627	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	390,264,017		
(2) 補助交付金	8,510,270		
(3) 雑支出	<u>349,441,476</u>	<u>748,215,763</u>	<u>5,864,734,864</u>
経常利益			2,685,668,141
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	203,077		
(2) その他特別利益	<u>17,241,716</u>	17,444,793	
6 特別損失			
(1) 過年度損益収益損	396,335		
(2) その他特別利益	<u>151,740,180</u>	<u>152,136,515</u>	<u>△134,691,722</u>
当年度純利益			2,550,976,419
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>2,550,976,419</u></u>

別表8

令和6年度津市下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	2,599,003,180		
(2) 他会計負担金	1,226,145,000		
(3) その他営業収益	<u>1,931,757</u>	3,827,079,937	
2 営業費用			
(1) 汚水管渠費	219,492,253		
(2) 雨水管渠費	52,701,676		
(3) 汚水ポンプ場費	39,520,109		
(4) 雨水ポンプ場費	186,869,003		
(5) 処理場費	501,104,150		
(6) 委任業務費	72,497,110		
(7) 業務費	100,079,501		
(8) 市営浄化槽費	404,666,616		
(9) 共同汚水処理施設費	210,973,832		
(10) 農業集落排水処理施設費	272,669,717		
(11) 総係費	206,799,038		
(12) 流域下水道維持管理負担金	1,471,944,059		
(13) 減価償却費	6,301,672,957		
(14) 資産減耗費	<u>4,045</u>	<u>10,040,994,066</u>	
営業損失			6,213,914,129
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	34,933		
(2) 他会計補助金	4,199,844,521		
(3) 国庫補助金	14,170,000		
(4) 県補助金	2,997,000		
(5) 長期前受金戻入	4,172,495,477		
(6) 雑収益	<u>299,267,307</u>	8,688,809,238	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	796,981,605		
(2) 補助交付金	9,096,270		
(3) 雑支出	<u>349,441,476</u>	<u>1,155,519,351</u>	<u>7,533,289,887</u>
経常利益			1,319,375,758
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	488,437		
(2) その他特別利益	<u>21,647,716</u>	22,136,153	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,196,045		
(2) その他特別利益	<u>156,664,480</u>	<u>158,860,525</u>	<u>△136,724,372</u>
当年度純利益			1,182,651,386
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>1,182,651,386</u></u>

令和6年度津市下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		5,086,060,772	
	ロ 建 物	4,895,363,725		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,938,847,514</u>	2,956,516,211	
	ハ 構 築 物	195,705,903,418		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△44,755,050,759</u>	150,950,852,659	
	ニ 機 械 及 び 装 置	9,269,175,542		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△4,509,787,737</u>	4,759,387,805	
	ホ 車 両 運 搬 具	5,093,694		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,457,098</u>	2,636,596	
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	6,105,894		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△3,167,187</u>	2,938,707	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,265,637,770</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			169,024,030,520
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 流 域 下 水 道 施 設 利 用 権		11,351,819,650	
	ロ 電 話 加 入 権		<u>10,336,000</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			11,362,155,650
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 基 金		33,528,534	
	ロ 出 資 金		6,594,000	
	ハ そ の 他 投 資		<u>27,150</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>40,149,684</u>
	固 定 資 産 合 計			180,426,335,854
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		2,360,811,766	
(2)	未 収 金	668,820,369		
	貸 倒 引 当 金	<u>△65,694,147</u>	603,126,222	
(3)	前 払 金		<u>15,050,000</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>2,978,987,988</u>
	資 産 合 計			<u>183,405,323,842</u>

津市告示第212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年6月30日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社三重平安閣
- 2 事業所の名称
レッツ倶楽部鈴鹿道伯
- 3 事業所の所在地
鈴鹿市道伯二丁目7番30号
- 4 廃止年月日
令和7年7月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和7年6月30日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社一期一笑
- 2 事業所の名称
ケアプランセンター 一期一笑
- 3 事業所の所在地
松阪市五反田町2丁目1325番地4
- 4 指定年月日
令和7年8月1日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市公告第 85 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和 7 年 6 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 7 年 6 月 13 日	津市半田	猫（雑種）	黒白	不明	小	子猫	

2 収容期間 令和 7 年 6 月 18 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 059-223-5112

津市公告第 86 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画を別紙のとおり定めましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第87号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月23日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維第7号 片田町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 片田町	地内		
工 事 概 要	表層 59m ² 側溝工 37m 集水桝・マンホール工 2箇所			
工 期	契約締結日から起算して94日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和7年6月26日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年7月1日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年6月24日 から 令和7年7月4日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月9日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,904,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積 算 内 訳 書	要			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月23日	工 事 担 当 課	白山総合支所・市民福祉課	
工 事 名	令和7年度白市第2-1号 津市白山保健福祉センター浄化槽設備取替修繕			
工 事 場 所	津市 白山町川口 地内			
工 事 概 要	浄化槽設備取替修繕 水中プロワ(再ばっ気用プロワ) 0.4kW 1台 水中プロワ(ばっ気用プロワ) 1.5kW 1台 吸込サイレンサ 1台 ※上記に係る機械設備修繕 一式			
工 期	契約締結日から起算して91日間			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【フロック】久居	【地区】白山	【格付】C・B・A
		【フロック】久居	【地区】一志	【格付】C・B
		【フロック】久居	【地区】久居・美杉	【格付】C
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和7年6月26日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年7月1日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和7年6月24日 から 令和7年7月4日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月9日 午前9時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,795,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積算内訳書	要			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月23日	業 務 担 当 課	建設政策課	
業 務 名	令和7年度建政補第1-2号 津駅西口駅前広場詳細設計業務委託			
業 務 場 所	津市 大谷町ほか2町 地内			
業 務 概 要	駅前広場詳細設計 一式			
期 間	契約締結日から起算して210日間			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		部門	都市計画及び地方計画	
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が1億円以上であること	
	同種業務 実績要件	過去10年間（平成27年度以降）に履行が完了した官公庁等元請実績で次のとおり 駅前広場設計業務委託		
技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）		
	照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	令和7年7月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和7年7月7日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年6月24日 から 令和7年7月11日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時 及び場所	令和7年7月16日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	22,642,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
積算内訳書	要			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。</p> <p>・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。</p> <p>・本件は津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月23日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維環第5号 本町柳山線ほか2線道路整備工事			
工 事 場 所	津市 本町及び下弁財町津興 地内			
工 事 概 要	表層 957m ² 側溝工 471m 集水桝・マンホール工 15箇所			
工 期	契約締結日から起算して170日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年7月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年7月7日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年6月24日 から 令和7年7月11日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年7月16日 午前9時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	28,443,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
積算内訳書	要			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。</p> <p>・月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型) 試行案件です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月23日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南橋維補第1号 1502-1号橋ほか5橋橋梁長寿命化修繕工事			
工事場所	津市 美杉町八手俣ほか4町	地内		
工事概要	断面修復工 6橋			
工 期	契約締結日から起算して134日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり橋梁架設工事又は床版若しくは主桁に係る断面修復工事(ただし、いずれの場合も支間長合計10m以上かつ幅員5m以上のコンクリート橋(道路橋)に限る。)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和5年10月1日~令和6年9月30日)			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年7月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年7月7日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年6月24日 から 令和7年7月11日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年7月16日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	18,677,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
積算内訳書	要			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおりに郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月23日	工 事 担 当 課	河川排水推進室	
工 事 名	令和7年度河川第1号 普通河川30号川改修工事			
工 事 場 所	津市 稲葉町	地内		
工 事 概 要	側溝工 29m 表層 194m ²			
工 期	契約締結日から起算して138日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和7年7月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年7月7日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入 札 期 間	令和7年6月24日 から 令和7年7月11日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月16日 午前9時45分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	15,697,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積 算 内 訳 書	要			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月23日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和7年度営短第2-7号 津市立三重短期大学照明器具取替修繕			
工 事 場 所	津市 一身田中野 地内			
工 事 概 要	照明器具取替修繕 LED照明器具 1,173台 ※上記に係る電気設備修繕 一式			
工 期	契約締結日から起算して138日間			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
		【フック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和7年7月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年7月7日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年6月24日 から 令和7年7月11日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月16日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	49,719,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積算内訳書	要			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 			

津市公告第88号

建設工事等に係る条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により次のとおり公告します。

令和7年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度當事推第22号
津市モーターボート競走場太陽光発電設備設置工事
- (2) 工事場所 津市藤方地内
- (3) 工事概要 太陽光発電設備設置
太陽光モジュール 360枚
パワーコンディショナ 20台
蓄電池 10台
※上記に係る電気設備工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して204日間
- (5) 予定価格 326,850,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において電気工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（電気工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 電気工事に係る格付区分がA1の者
- (9) 本件工事に、電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するとき、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限り、）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年6月23日（月）から同年7月11日（金）まで
- (2) 配付場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード
（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限り、）
イ 津市総務部調達契約課工事契約担当
（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間
令和7年6月23日（月）午前8時00分から同年7月11日（金）まで（電子入札システム稼働時間中に限り、提出期間最終日（7月11日）は午後5時15分までとします。）

イ 提出場所

津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が3MBを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口を持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）

イ 電気工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画工程表（事前審査用）

ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果

令和7年7月22日（火）までに通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間 令和7年6月23日（月）から同年8月19日（火）まで

(2) 閲覧場所 ア 津市入札情報公開システム

（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市総務部調達契約課工事契約担当

（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年7月2日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年7月7日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年7月9日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年7月15日（火）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間 令和7年7月23日（水）から同年8月8日（金）まで
（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月19日（火）午前9時00分から
- (2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しな

ければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証券を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

12 無効の入札

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。
- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札シ

システムで入札書に入力してください。

- (4) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。

- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (8) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。
- 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第89号

建設工事等に係る条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により次のとおり公告します。

令和7年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度営事推第21号
津市モーターボート競走場スタンド棟及び外向発売所監視カメラ設備改修工事
- (2) 工事場所 津市藤方地内
- (3) 工事概要 監視カメラ設備改修
ネットワークカメラ 127台
顔認証用カメラ 4台
※上記に係る電気設備工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して204日間
- (5) 予定価格 164,143,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において電気工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（電気工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 電気工事に係る格付区分がA1の者
- (9) 本件工事に、電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年6月23日（月）から同年7月11日（金）まで
- (2) 配付場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード
（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）
イ 津市総務部調達契約課工事契約担当
（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間
令和7年6月23日（月）午前8時00分から同年7月11日（金）まで（電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間最終日（7月11日）は午後5時15分までとします。）

イ 提出場所

津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が3MBを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口を持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）

イ 電気工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画工程表（事前審査用）

ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果

令和7年7月22日（火）までに通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間 令和7年6月23日（月）から同年8月19日（火）まで

(2) 閲覧場所 ア 津市入札情報公開システム

（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市総務部調達契約課工事契約担当

（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年7月2日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年7月7日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年7月9日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年7月15日（火）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間 令和7年7月23日（水）から同年8月8日（金）まで
（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月19日（火）午前9時20分から
- (2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しな

ければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証券を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

12 無効の入札

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。
- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札シ

システムで入札書に入力してください。

- (4) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。

- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (8) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。
- 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第90号

津市登録型メール配信システム（導入及びサービス提供）業務に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和7年6月23日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

- (1) 業務名 津市登録型メール配信システム（導入及びサービス提供）業務
- (2) 履行期間 ・津市登録型メール配信システム（導入）業務
契約締結日から令和8年2月28日まで
・津市登録型メール配信システム（サービス提供）
令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (3) 提案上限額 下表のとおり（消費税及び地方消費税を含まない額※）
6,025千円

内訳

（単位：千円）

年 度	令和7年度	令和8年度から 令和11年度まで	令和12年度 (4月から2月まで)
提案上限額 (導入)	925		
提案上限額 (サービス提供)	85	1,020(1年度当たり)	935
合計額	1,010	4,080	935

但し、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

本業務に係る見積書（様式7-1及び7-2）は、いずれの業務についても、上記内訳の提案上限額を超えてはならないものとする。また、超えた提案については無効とする。

※消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者（以下「単独事業者」という。）若しくは、コンソーシアム方式（以下「共同の事業者」という。）であり、代表となる事業者と代表となる事業

者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。（代表者は主たる業務を行う者であること。）

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること（令和7年6月23日現在）。
登載されていない場合は、次に掲げる書類を提出し確認を受けていること。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑（登録）証明書
- (2) 国税、本社所在地における市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 本公告日から契約締結までの期間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(8) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

(9) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年訓34号）別表に該当しないこと。

(10) プライバシーマークの認定又は、ISO/IEC 27001 もしくは JIS Q 27001 に基づく認証を取得していること。

(11) 本公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（人口21万4千人規模以上）において、当該システムに類似するシステムの（導入及びサービス提供）業務を完了した実績があること。

3 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和7年 6月23日（月）
実施要領等の配布	令和7年 7月 7日（月）午後5時まで
質問書の受付	令和7年 7月 4日（金）正午まで
質問の回答期限	令和7年 7月 7日（月）午後5時まで
参加表明書提出期限	令和7年 7月14日（月）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年 7月18日（金）以降に通知
企画提案書提出期限	令和7年 7月25日（金）午後5時まで
第1次審査（書面審査）	令和7年 8月 1日（金）
第1次審査結果通知 （第2次審査案内）	令和7年 8月 8日（金）以降に通知
第2次審査（プレゼンテ	令和7年 8月21日（木）

ーション、質疑応答)	
審査結果通知	令和7年 8月28日(木)以降に通知

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者等の選定について

提案書は、津市登録型メール配信システム（導入及びサービス提供）業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者とする。ただし、第2次審査の評価点の合計点が300点に達しない場合は、最優先候補者として選定しない。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者又は候補者として選定された提案者と契約に関する協議等を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市登録型メール配信システム（導入及びサービス提供）業務プロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市危機管理部危機管理課

電話 059-229-3281

FAX 059-223-6247

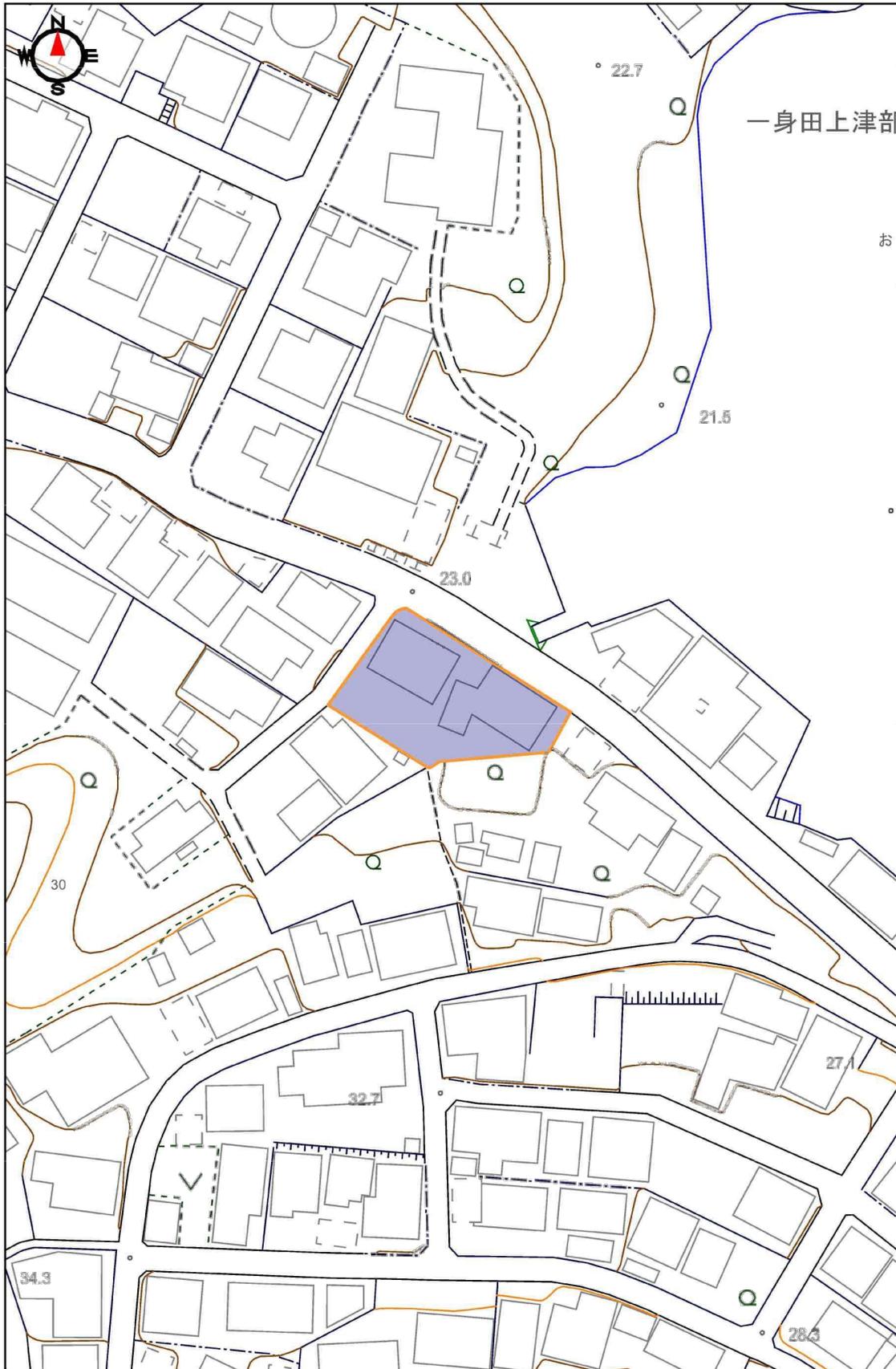
津市上下水道事業告示第7号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

- 1 供用及び処理を開始する年月日
令和7年6月24日
- 2 下水を排除及び処理する区域
流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）
洪見町の一部
- 3 供用を開始する排水設備の位置
別図（供用開始区域図）のとおり
- 4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称
流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）
津市白塚町1592番地
志登茂川浄化センター
- 6 縦覧場所
津市殿村5番地
津市上下水道管理局営業課
- 7 縦覧期間
令和7年6月25日から同年7月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 8 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで



津北部第14処理分区

津市上下水道事業告示第8号

令和6年度津市上下水道事業告示第10号により公示した事項を変更するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

- 1 公示した事項を変更する年月日
令和7年6月24日
- 2 公示した事項を変更する区域
流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）
阿漕町津興の一部
- 3 公示した事項を変更する排水設備の位置
別図（供用変更区域図）のとおり
- 4 公示した事項を変更する排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称
流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）
津市雲出鋼管町52番地5
雲出川左岸浄化センター
- 6 縦覧場所
津市殿村5番地
津市上下水道管理局営業課
- 7 縦覧期間
令和7年6月25日から同年7月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 8 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで



0 40m
1:1,000

津第5-2処理分区

津市上下水道事業公告第25号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第5条第1項の規定により令和7年度に負担金及び分担金を賦課しようとする区域を次のとおり定めましたので、公告します。

令和7年6月24日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

負担金及び分担金を賦課する区域

負担区名	賦課面積 (m^2)	所在	賦課面積 (m^2)
津北部第14処理分区第2負担区	700.26	渋見町	700.26

津市上下水道事業公告第26号

令和7年度津市上下水道事業公告第20号により公告した事項を変更するので、公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第5条第1項及び同条第2項の規定により次のとおり定めましたので、公告します。

令和7年6月24日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

負担金及び分担金の賦課を取り消す区域

負担区名	賦課面積 (㎡)	所在	賦課面積 (㎡)
津第5処理分区第3負担区	240.69	阿漕町津興	240.69

津市上下水道事業公告第27号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年6月30日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月30日	工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和7年度水整第14号 道路整備事業(八幡橋架替)に伴う美杉町川上地内配水管移設工事(仮設)			
工事場所	津市 美杉町川上 地内			
工事概要	仮設管布設工 DIPφ150mm 101.2m 仮設仕切弁設置工 φ150mm～φ50mm 3箇所 不断水仕切弁設置工 φ150mm 2箇所			
工 期	契約締結日から起算して110日間			
発注業種	土木一式(配水管工事)			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年7月3日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年7月9日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年7月1日 から 令和7年7月14日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年7月17日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	13,940,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
積算内訳書	要			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)をいう。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月30日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和7年度下工浄補第1号 一色町地内市営浄化槽設置工事			
工事場所	津市 一色町 地内			
工事概要	合併浄化槽設置 25人槽(ポンプ槽付) ※上記に係る新営機械設備工事 一式			
工 期	契約締結日から起算して100日間			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A・B・C		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	特例浄化槽工事業者であること			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年7月3日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年7月9日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年7月1日 から 令和7年7月14日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年7月17日 午前9時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	4,046,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積算内訳書	要			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月30日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和7年度下施排第2-2号 大正樋門排水機場ポンプ設備（1号空気圧縮機）修繕			
工事場所	津市 高茶屋小森町 地内			
工事概要	ポンプ設備修繕 一式 空気圧縮機 2.2kW 1台			
工 期	契約締結日から起算して171日間			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間（平成27年度以降）に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された下水道施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）の空気圧縮機の製作又は据付工事。ただし、下請についても機械器具設置工事に限る。		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：令和5年10月1日～令和6年9月30日）			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年7月3日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和7年7月9日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又は F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年7月1日 から 令和7年7月14日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年7月17日 午前9時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	2,993,000 円（税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積算内訳書	要			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・<u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市長」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月30日	工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和7年度水整第17号 河芸町上野地内配水管布設工事			
工事場所	津市 河芸町上野	地内		
工事概要	配水管布設工 DIPφ200mm 55.3m 配水管布設工 DIPφ100mm 757.2m 配水管布設工 DIPφ75mm 81.5m 配水管布設工 PPφ50mm 92.1m 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm 25箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 空気弁設置工 φ25mm 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ200mm～φ75mm 5箇所 舗装本復旧工 4,740m ²			
工 期	契約締結日から起算して200日間			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の監理技術者（専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。）		
	現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年7月9日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和7年7月16日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年7月1日 から 令和7年7月28日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年7月31日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	128,140,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
積算内訳書	要			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年6月30日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和7年度下工公補第7号 津北部第14処理分区公共下水道工事（その2）			
工事場所	津市 広明町及び観音寺町	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 412m 組立マンホール工 4箇所 小型マンホール工 18箇所 ます設置工 17箇所			
工 期	契約締結日から起算して200日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
	現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年7月9日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年7月16日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年7月1日 から 令和7年7月28日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年7月31日 午前9時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	60,203,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積算内訳書	要			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 			

津市上下水道事業公告第28号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年6月30日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度水整継第1号
芸濃町北神山ほか2町地内配水管布設工事
- (2) 工事場所 津市芸濃町北神山ほか2町地内
- (3) 工事概要 配水管布設工 DIP ϕ 300mm 1474.3m
配水管布設工 DIP ϕ 200mm 14.9m
配水管布設工 DIP ϕ 150mm 926.7m
水管橋上部工 SUS400A 25.8m
水管橋下部工 一式
仕切弁設置工 ϕ 300mm \sim ϕ 50mm 20箇所
空気弁設置工 ϕ 75mm \sim ϕ 50mm 11箇所
不断水仕切弁設置工 ϕ 150mm 2箇所
舗装本復旧工 11,908m²
- (4) 工期 契約締結日から起算して462日間
- (5) 予定価格 388,070,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事

項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 土木一式（配水管工事）に係る格付区分がA1の者
- (9) 本件工事に、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できること。（上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいいます。）
- (11) 上記(9)及び(10)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年6月30日（月）から同年7月18日（金）まで
- (2) 配付場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード
（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）
イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く））

く。)の午前8時30分から午後5時15分まで)

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間

令和7年6月30日(月)午前8時30分から同年7月18日(金)まで(電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間初日(6月30日)は午前8時30分から、提出期間最終日(7月18日)は午後5時15分までとします。)

イ 提出場所

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が3MBを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口を持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証の写し

オ 耐震継手講習会等(口径450mm以下)修了証等の写し

カ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

キ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し(建設業許可(更新)申請に必要な専任技術者調書の写し)

ク 施工計画工程表

ケ 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果

令和7年7月24日（木）までに通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間 令和7年6月30日（月）から同年8月19日（火）まで

(2) 閲覧場所 ア 津市入札情報公開システム

（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年7月7日（月）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年7月9日（水）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年7月15日（火）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年7月23日（水）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間 令和7年7月25日（金）から同年8月8日（金）まで
（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月19日（火）午前9時から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提出することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

12 無効の入札

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。

- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。
- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的

に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 1回
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。
- (4) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (8) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬
下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

(12) 本件は月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。

担当課（問い合わせ先）

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市教育委員会訓令第2号

教育委員会

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月25日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会事務局処務規程（平成18年津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育総務部の表教育総務課の部中「支給認定」を「認定請求等の受付」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市教育委員会告示第7号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和7年6月27日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和7年7月4日（金） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて
- (2) 津市教育委員会事務局処務規程の一部の改正について
- (3) 人事異動について
- (4) 令和7年度津市一般会計補正予算〈教委所管分〉について
- (5) 第5回白山地域小学校の在り方検討委員会代表者会議及び第6回白山地域小学校の在り方検討委員会の開催結果について

津市監査委員告示第7号

令和7年4月25日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和7年6月20日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和7年6月23日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	安	積	む	つみ

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和7年5月2日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 村田 正人

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和7年5月26日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

ア 請求の対象となる執行機関・職員

対象年度の市民税課長と部長、副市長、市長

イ 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

津市が平成27年から令和3年までの間、受託者に対し、業務委託料を支払ったが、これらの業務委託料に関する法人市民税の賦課徴収を怠った行為、あるいは消滅時効を中断する措置を講じずに時効消滅させた行為

ウ 違法若しくは不当とする理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第2条の地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができるとの規定に違反

エ 津市に生じている損害

(ア) 法人住民税の法人税割額は、各事業年度の法人税割税相当額

(イ) 法人住民税の均等割税額

オ 求める必要な措置

(ア) 消滅時効にかかっていないときは、業務委託料を支払った受託者から法人市民税を賦課徴収する行為

(イ) 消滅時効にかかっている場合は、時効中断の措置を講じずに、津市に損害を与えた市民税課長と部長、副市長、市長の連帯責任による損害賠償義務の履行

カ 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

怠る事実が終了した日から1年を経過している場合であっても、財務会計上の行為の存在及び内容を知ったのは、令和7年3月である。

よって、本件監査請求は適法である。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件監査請求は、津市長前葉泰幸に対する監査請求でもあり、津市長前葉泰幸によって任命された監査委員において監査を行うことは、独立性と客観性に欠け不適切である。

本件は、法人市民税という地方税の問題であるから、これらに精通した税理士や弁護士で構成される外部監査委員によって監査が行われる必要がある。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項については、本件監査請求が、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る怠る事実の有無が存在するか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を政策財務部市民税課とし、書面による事実確認を行うとともに、個人情報保護の観点から、請求人を立ち会わせることなく関係職員との陳述を聴取した。

3 個人情報保護について

納税義務者及び課税年度を特定した本件監査請求に対し、監査対象部局において税情報を開示することは、地方税法第22条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に抵触するおそれがあるものの、本件監査請求は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第18条第3項第4号に該当すると認め、監査を行った。

なお、公表においては個人情報が特定されないよう配慮し行うこととした。

4 個別外部監査契約に基づく監査について

請求人は、法第252条の27の規定に基づき、個別外部監査による住民監査請求を求めているが、法第252条の43第1項において、「第242条第1項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通公共団体の住民は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理

由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。」とされている。

しかしながら、本市は、外部監査契約に基づく監査に関する条例を定めていないことから本市住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めることはできず、請求人の求めには応じられない。

よって、本件監査請求は、監査委員が監査を行うこととした。

第3 監査の結果

1 法人市民税の概要

法人市民税の納税義務者は、市内に事務所等を有する法人である。また、人格のない社団等であっても、代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うものについては、法人とみなして法人市民税の課税対象となる。

法人市民税は、所得の有無にかかわらず、法人の資本金等の額及び市内の従業者数等に応じて、市の条例で定める額を課税する均等割と、国税である法人税の額を課税標準とし、市の条例で定める税率を乗じて算出される法人税割で構成されており、法人が課税標準・税額等を自ら計算して、事務所等所在地の市長に申告し、その申告した法人市民税額を納付するという「申告納付方式」を採っている。

納税義務者である法人等は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、当該事業年度に係る法人市民税に関する申告書を、これを納付すべき市長に提出しなければならないとされている。市長に法人住民税に関する申告書が提出されない場合の取扱いについて、市長が課税庁に対し、所得税若しくは法人税の納税義務者が課税庁に提出した申告書又は課税庁がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、課税庁は、関係書類を市長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとし、市長はその閲覧資料をもとに課税標準・税額等を確定する処分（決定）を行う。

また、法人市民税の更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後に行うことができない。

なお、法人市民税に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

2 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提示された怠る事実の有無を確認できる書類、令和7年5月26日に請求人及び関係職員から聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 関係職員の陳述の要旨

ア 法人市民税の賦課について

法人市民税は、確定法人税額を市が独自に計算し、決定することはできないと総務省の通知がある。そのため、市に法人市民税の申告がない場合において、国税に申告があり、法人税額が確定しない限り、市で調査し、法人税割額を決定することはない。調査権については、国税のような強制的なものではなく、対象者の協力を得て行えるものと考えている。

均等割は理論的には課税が不可能ではないものの、実務上は課税に足る挙証資料の収集は困難である。

イ 本件監査請求について

(i) 平成28年度から平成30年度までの本件法人市民税の賦課徴収に係る本件監査請求

いずれも法定納期限から5年を経過した日から監査請求の期間制限である1年を経過している。

また、期間徒過に関して正当な理由がある旨の主張がされているが、本件法人市民税については、相当な注意力をもって調査すれば令和2年には知り得ることができたので、正当な理由があるとは認められない。

よって、本件請求は不適法な監査請求であり、却下を免れない。

(ii) 令和元年度から令和3年度までの本件法人市民税の賦課徴収に係る本件監査請求

特定の納税者の地方税の賦課及び徴収の内容に関する事項を対象とするものであり、仮に当該賦課及び徴収の内容に関する事項を含めた監査結果が第三者である請求人や市議会に通知され、かつ、公表されるとすれば、地方税法及び地方公務員法の守秘義務に抵触するおそれがあり、また、賦課及び徴収の如何については税務行政の信頼性の確保に影響することも併せて考慮する必要がある。

(2) 賦課徴収の怠る事実の有無について

ア 平成28年度から平成30年度までの各年度に係る法人市民税の賦課及び徴収について

監査対象部局より、怠る事実の有無を確認できる書類の提示がなされなかった。

イ 令和元年度から令和3年度までの各年度に係る法人市民税の賦課及び徴収について

監査対象部局より、怠る事実の有無を確認できる書類の提示及び陳述があった。

なお、当該書類については、監査委員のみが検分を行った。

3 判断の理由

(1) 法第242条第2項ただし書き「正当な理由があるとき」を認める判断

監査対象部局は、令和2年には本件監査請求を行う程度に本件法人市民税の件を認知できたとし、この日から1年を経過した日以後については監査請求の期間制限が適用され、本件監査請求のうち、平成28年度から平成30年度までの各年度に係る法人市民税の賦課及び徴収を対象とする本件監査請求は不適法であると主張するが、主張の根拠については精査した結果、当該主張を採用することはできないと判断し、平成28年度から令和3年度までの各年度に係る法人市民税の賦課及び徴収を対象として監査を行うこととした。

(2) 請求の対象となる怠る事実の有無についての判断

ア 平成28年度から平成30年度までの法人市民税の賦課及び徴収について

法人市民税の更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができないと示されている。

したがって、仮に賦課及び徴収を怠ったものがあっても、平成28年度から平成30年度までは、課税権が及ばない。そこで、遡って課税権が及ばないものに損害賠償請求権が生じるかについては、前述のように監査対象部局からは、本件監査請求は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日から監査請求の期間制限である1年を経過していることを理由に、怠る事実の有無を確認できる書類の提示がなされず、賦課徴収の事実、本市に生じている損害の有無等、損害賠償請求権が生じる前提となる事実の確認ができず、その結果が不

明であるため、損害賠償請求の可否についてもこれを判断することができない。

イ 令和元年度から令和3年度までの法人市民税の賦課及び徴収について

監査対象部局から提示された書類及び陳述を検証した結果、怠る事実は無いと判断した。

4 結論

(1) 平成28年度から平成30年度までの法人市民税の賦課及び徴収に係る請求者が求める措置について

監査対象部局の怠る事実の有無は判断することができなかった。

(2) 令和元年度から令和3年度までの法人市民税の賦課及び徴収に係る請求者が求める措置について

監査対象部局の怠る事実は無く、請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、棄却とする。

以上